

義務教育の機会均等の確保と教育予算の確保・拡充を求める要望意見書

義務教育の機会均等・水準確保及び無償制度は、全ての国民に対し義務教育を保障するための憲法の要請に基づく国の重要な責務であり、我が国の教育制度の根幹となっています。

中でも、義務教育費国庫負担制度は、全ての子どもたちに一定水準の教育機会をひとしく保障するものであり、次代を担う人材を育成するという社会の基盤づくりに必要不可欠なものです。

しかしながら、義務教育費国庫負担法の改正により、平成18年度から義務教育費の国庫負担率が3分の1に引き下げられたことに伴い、地方公共団体においては、地方交付税等への依存度が高まり、教育財政が圧迫されている状況にあります。

とりわけ、広大な地域に小規模校が数多く存在し、また、離島など多くの過疎地域を有する北海道においては、教育財政の逼迫等により、教育水準の全国との格差や市町村間での差が生じるなど、北海道の教育水準のさらなる低下が憂慮されるほか、学力・体力の向上をはじめ、いじめや不登校など多様化・複雑化する生徒指導上の課題への対応や近年増加傾向にある教育上特別な支援を必要とする児童生徒へのきめ細かな指導の充実等に支障を来すことが懸念されます。

変動性や不確実性、複雑性の高い時代の中でも未来を担う子どもたちが自分や他者を価値のある存在として尊重し、相互に多様性を認め合い自信を持って自らの夢や目標に進んでいけるよう、多様な子どもたちを誰一人取り残さない教育を進めるとともに、子どもたちを支える教職員の処遇改善や働き方改革などを進めることにより、教職員の成り手を確保し子どもたちにとってよりよい教育環境を整備していく必要があります。

よって、国においては、公教育に経済・地域間格差を生じさせないため、地方交付税等を含む義務教育費予算の確保・拡充を図られるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月16日

北海道余市郡余市町議会議長 藤野博三

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣